

緑陽中学校 いじめ防止 基本方針

各務原市立緑陽中学校
平成26年7月29日策定

はじめに

ここに定める「緑陽中学校 いじめ防止 基本方針」は、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【留意点】

- ・けんかやふざけであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・「いじめの解消」は、以下の2つの要件を満たしている状態を言う。しかし、必要に応じて、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が3か月は止んでいること ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり・・・「居場所づくり」・「絆づくり」

- ・全ての教育活動を通じて、一人一人のよさや頑張りを認め、自己有用感や自己肯定感を育む指導を行う。
- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が、かけがえのない生命や人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

(2) 生命や人権を大切にする指導・・・豊かな心の育成

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
- ・教育活動全体を通じて、児童生徒一人一人に命を大切にできる心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。

(3) 全ての教育活動を通じた指導・・・自己指導能力の育成

- ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童生徒に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性の開発を援助する。

(4) インターネットを通じて行ういじめへの対策の推進・・・情報モラル

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・インターネット上のトラブルや、SNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートを活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・年3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にして教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように日頃から生徒理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修に加え、必要に応じて適宜職員研修を行う。「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして一人一人の教職員が、早期発見・早期対応や、未然防止に取り組めるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の気持ちを醸成する指導に努める。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題が少しでも改善されていくよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等は、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたる。
- ・ケースによっては、県が設置する「いじめ・不登校未然防止アドバイザー」や「暴力行為等支援員」の派遣を依頼し、解決にあたる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、対策を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ未然防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、スクール相談員
学校職員以外：人権擁護委員、学校運営協議委員（会長、自治会連合会長）
スクールカウンセラー、PTA 会長（保護者代表）

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応を組織的に行うため、校内いじめ未然防止・対策委員会を設置し、毎週開催する。(構成員：校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、各学年主任)

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修の実施(前年度いじめの実態と対応の確認、「令和6年度 緑陽中学校 いじめ防止 基本方針」(以下「基本方針」)の確認) ・学校だより、Web ページによる「基本方針」の発信 ・生徒向け情報モラル指導 ・校内いじめ未然防止・対策委員会(毎週開催) ・PTA 総会(「基本方針」説明) ・第1回学校運営協議会の実施 	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「かかみがはら 心のアンケート」の実施および集計と報告 ・第1回教育相談週間の実施(個別の教育相談) 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ未然防止・対策委員会の開催(第1回校内生活調査の結果報告、生徒の様子交流他) 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回アセス(学校適応感尺度)を実施 ・SOS の出し方指導を実施 ・第1回岐阜県いじめ調査の集計と報告 ・第1回教職員取組評価(学校評価)アンケートの実施(対策等の見直し) 	第1回 県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会(夏休み前までのいじめ防止・対策取組の振り返り) ・職員研修の実施(ネットいじめも含めた研修会、教育相談研修会) ・「夏休業日開け 心のアンケート」の実施と報告 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回「かかみがはら 心のアンケート」の実施および集計と報告 ・第2回教育相談週間の実施(個別の教育相談) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」に向けた取組(全校でのいじめ防止・対策の取組) ・第2回学校運営協議会の実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回アセス(学校適応感尺度)を実施 ・「ひびきあいの日」(全校でのいじめ防止・対策の発表) ・第3回校内いじめ未然防止・対策委員会の開催(振り返り) ・第2回岐阜県いじめ調査の集計と報告 ・第2回教職員の取組評価(学校評価)アンケートの実施(次年度に向けて) 	第2回 県いじめ調査 冬季休業中の指導
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による今年度のいじめ防止・対策取組の振り返り ・第3回「かかみがはら 心のアンケート」の実施および集計と報告 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回アセス(学校適応感尺度)を実施と活用 ・第2回いじめ未然防止・対策委員会の開催(本年度の取組報告、生徒の様子交流、来年度の開催計画の立案他) ・第3回学校運営協議会の実施 ・職員会(次年度の取組計画の立案) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・第3回教職員の取組評価(学校評価)アンケートの実施(一年間の評価) 	学年末休業中の指導 次年度への引き継ぎ

※アンケートは当該生徒が卒業まで、いじめについて記述のあるアンケートやその後の調査の結果を記録した文書などは卒業後5年間まで文書庫に保存する。

いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織で対応】

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒の指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の気持ちを醸成する指導を行う中で、いじめた児童生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。

【大まかな対応順序】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数教員、保護者の協力、背景）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の児童生徒への指導（背景も踏まえ）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ・各務原市教育委員会へ速やかに「第一報」を報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

【留意点】

生徒の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

7 学校評価における留意事項

・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関すること
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること